

平成16年度 税制改正要望項目

平成15年8月
金融庁

目次

1. 金融と企業の再生を推進する税制

(1) 金融再生を推進するための税制措置

(2) 企業再生の円滑化を図るための税制措置

2. 証券市場の構造改革を推進する税制

(1) 貯蓄から投資へ」の転換を促進するための税制措置

(2) 金融商品課税の一体化を推進するための税制措置

(3) 金融資本市場における円滑な取引を確保するための税制措置

3. 保険等その他の要望事項

基本的考え方

- 1．我が国金融システムの再生を図るため、不良債権問題を解決するとともに、強固な金融システムを構築する上で、必要な税制上の措置について手当てする。
- 2．我が国証券市場の構造改革を促進するため、「貯蓄から投資へ」の流れを推進するとともに、効率的で競争力のある金融・証券市場を構築する上で、必要な税制上の措置について手当てする。

1.金融と企業の再生を推進する税制

(1)金融再生を推進するための税制措置

金融機関の不良債権問題の早期解決を図る。
金融機関の自己資本に係る懸念を払拭し、我が国金融システムの安定性に対する信頼を回復するため、必要な税制上の措置を講ずる。

金融機関について、

- ）貸倒れに係る無税償却・引当の範囲拡大（全額損金算入）
- ）欠損金の繰戻還付の凍結解除・期間延長（1～16年）
- ）欠損金の繰越控除の期間延長（5～10年）

を一体的に実施すること

繰延税金資産

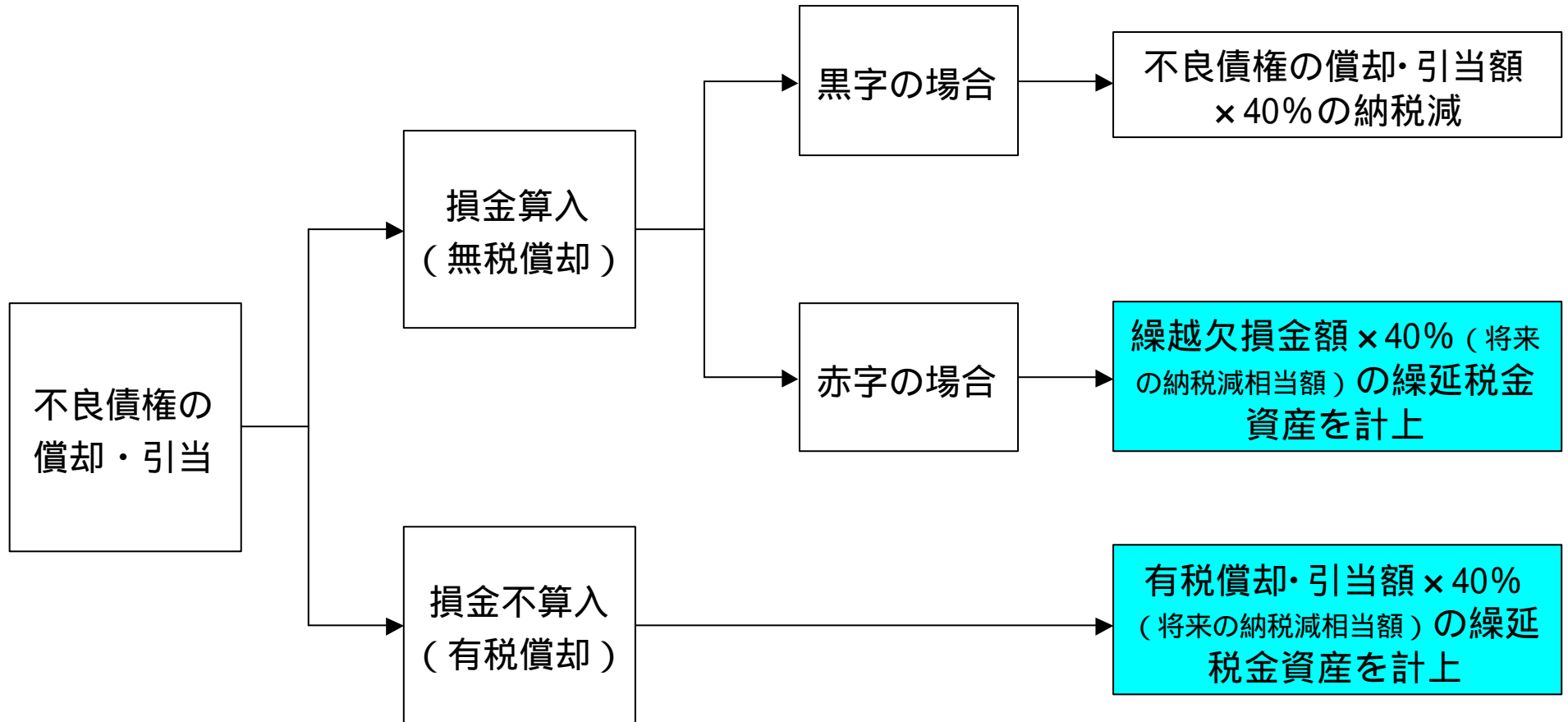
税務と会計の損失認識の時期に差異があること等から生ずる、将来における税金の減額見込みを、資産として計上するもの。

将来課税所得が発生することを前提にしているため、回収可能性において他の資産に比べて脆弱との指摘。

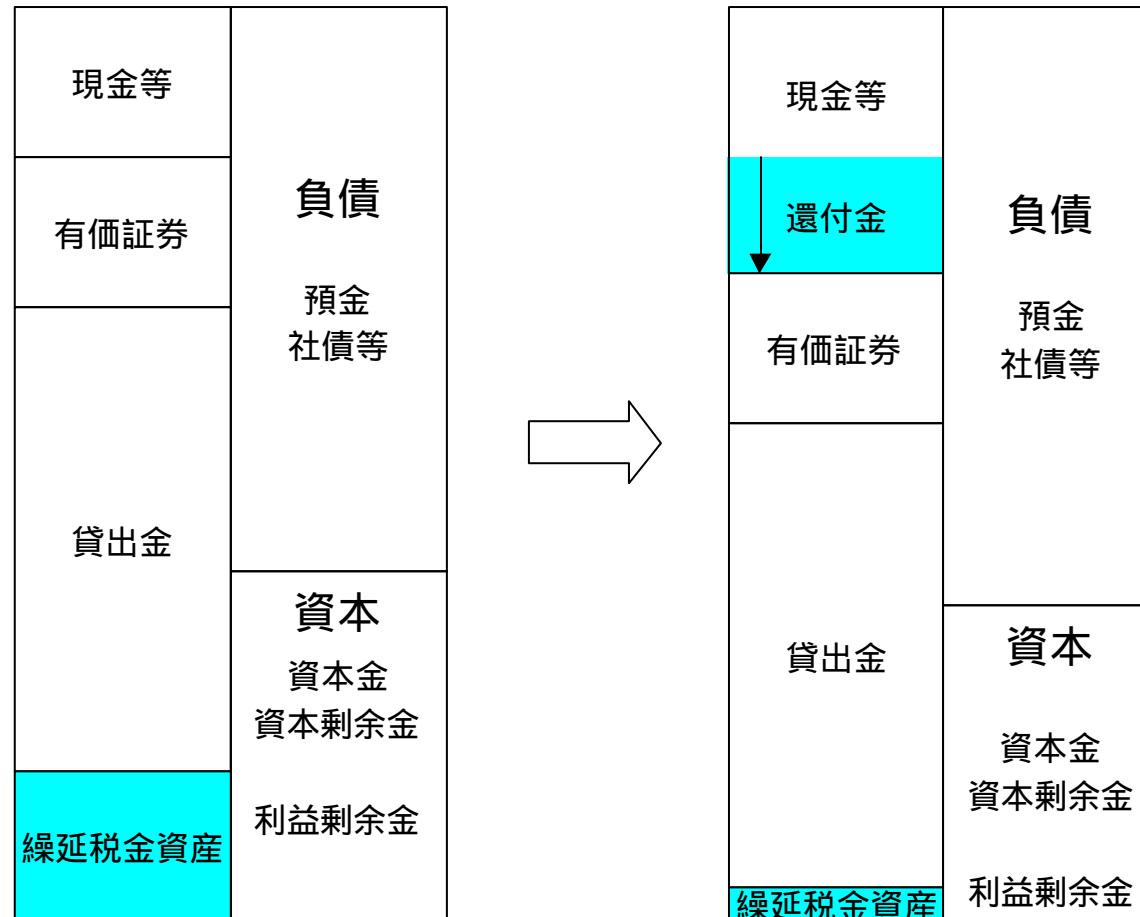
| | |
|--------|------|
| 資産 | 負債 |
| | 資本 |
| 繰延税金資産 | 資本増加 |

- ・ 金融システムの安定性に対する信頼を回復するためには、金融機関の自己資本の質を向上させる必要。
- ・ 繰延税金資産に係る懸念を払拭するためには、
 - イ）今後における繰延税金資産の発生抑制
 - ロ）現在ある繰延税金資産の回収可能性の確保が不可欠。
- ・ 繰延税金資産の発生抑制
無税償却の拡大
- ・ 繰延税金資産の回収可能性確保
繰戻還付の凍結解除・期間延長
繰越控除の期間延長

不良債権の償却・引当と繰延税金資産



欠損金の繰戻還付によるバランスシートの改善



欠損金の繰戻・繰越期間に関する諸外国の例 (未定稿)

アメリカにおける欠損金の繰戻期間について

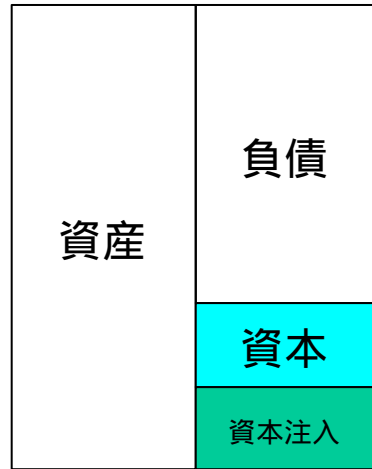
原則 2年だが、1976～86、87～93年においては、金融機関について 10年間の繰戻期間が認められていた。また、同時多発テロを受けた時限措置として、2001年～02年に発生した損失に限り、5年間の繰戻期間が認められた。

欠損金の繰越期間の国際比較

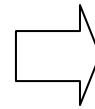
| | 日本 | アメリカ | イギリス | ドイツ | フランス |
|------|----|------|------|-----|------|
| 繰越期間 | 5年 | 20年 | 無期限 | 無期限 | 5年 |

金融危機管理に万全を期すため、必要な税制上の措置を講ずる。

預金保険法102条に基づく資本注入にかかる、資本増加の際の登録免許税の非課税措置創設

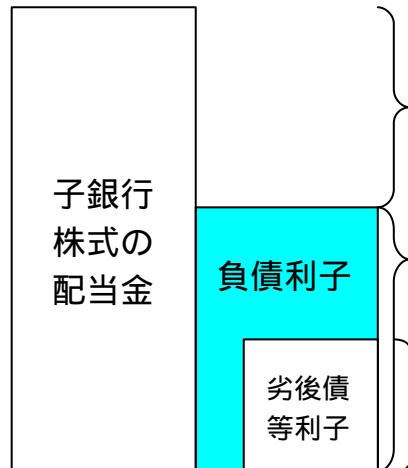


・資本の増加については、増加額の7/1000の登録免許税を納付する必要。
 (産業活力再生特別措置法の事業再構築計画の認定を受けた場合においては、1.5/1000に軽減)



預金保険法102条1項一号の認定に基づき、金融機関が「経営健全化のための計画」を提出し、株式等の引受等がなされた場合において、**資本の増加に係る登録免許税を非課税**とする特例を創設する。

早期健全化法に基づく劣後債等の引受等を行った銀行持株会社について、劣後債等の利子に係る受取配当の益金不算入取扱いの延長



益金不算入 (非課税) 配当二重課税防止の観点から、子会社等からの受取配当については、負債利子相当分を除き、法人税の課税対象としない(受取配当の益金不算入)

益金算入 (課税) 受取配当のうち、負債利子相当分については、益金に算入

早期健全化法に基づく劣後債等の利子相当分については、特例として益金不算入(非課税) 延長

(2) 企業再生の円滑化を図るための税制措置

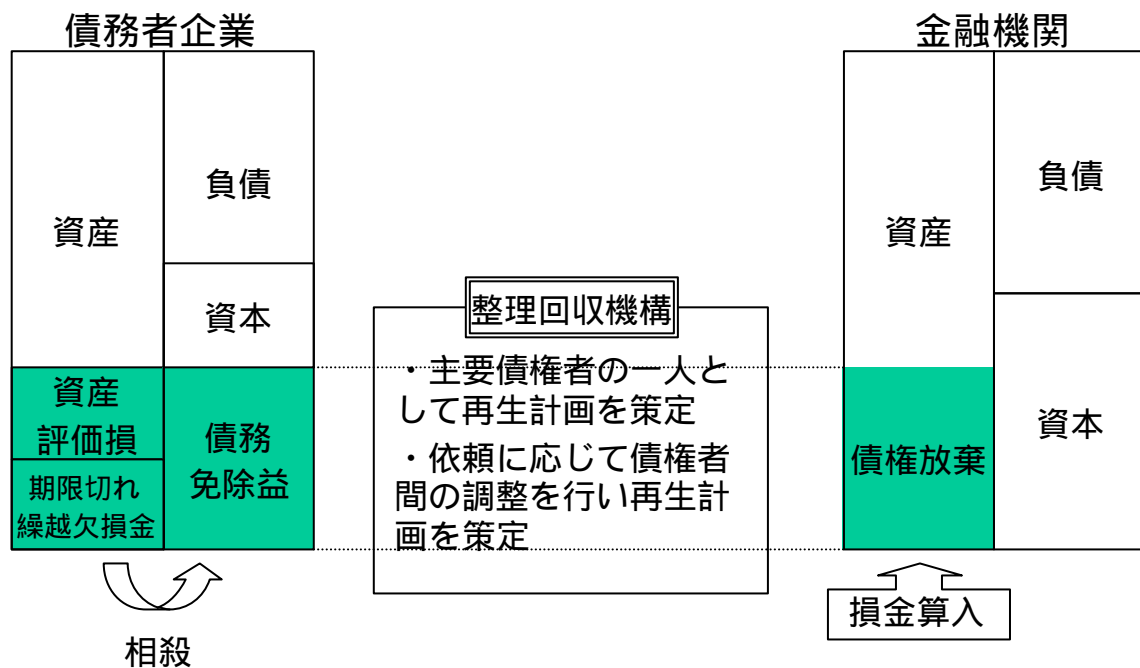
金融システムの再生とあわせ、企業再生を円滑に推進する上で、必要な税制上の措置を講ずる。

整理回収機構(RCC)等が策定する計画に基づく企業再生について

-) 債権者である金融機関等が行う債権放棄の損金算入
-) 債務者企業の資産の評価損の計上
-) 債務免除益と期限切れ繰越欠損金の相殺を行う際における、期限切れ繰越欠損金の優先利用

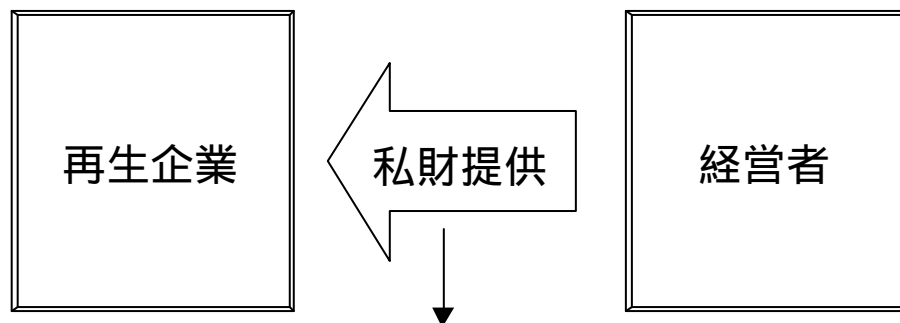
を可能とすること

(注)))については、解釈の明確化を要望。)については、税制改正を要望。



- 会社更生法による処理の場合には、期限切れ繰越欠損金の優先利用が認められている。
- 企業の早期再生を後押しする観点からは、会社更生のみならず、民事再生や私的整理の場合においても、期限切れ繰越欠損金の優先利用を認めることが必要。

再生企業の経営者が、合理的な企業再生計画に基づき私財を提供した場合における当該私財提供に係る譲渡所得の非課税措置の創設



提供資産に含み益が生じている場合、
当該含み益について譲渡益課税

- ・ 経営者による私財提供は、債権者間の合意を得るための有力な手段であるが、含み益に対して課税される。
- ・ 企業再生を円滑に推進する観点から、合理的な再生計画等が策定された場合に限り、当該計画に係る私財提供について、譲渡益を非課税とする。

産業再生機構等に対する法人事業税の資本割、付加価値割の不適用

法人事業税

| | |
|------|-------|
| 所得割 | 資本割 |
| | 付加価値割 |
| 7.2% | 0.2% |
| | 0.48% |

- ・ 平成15年度税制改正で、法人事業税について資本割、付加価値割（外形標準課税）が導入された。（平成16年4月1日～適用）
 - ・ 資本割、付加価値割については、一定の政策目的の下、法律によって設立された法人（産業再生機構、整理回収機構、日本承継銀行、銀行等保有株式取得機構）についても税負担が発生することとなるため、資本割、付加価値割を不適用とする。
- （注1）産業再生機構においては、毎年約1億円、整理回収機構においては毎年約3億円の資本割負担となる見込み。
- （注2）国民生活金融公庫、国際協力銀行等については、法人事業税は課税されない。また、預金保険機構等については、その収益事業について所得割のみが課される。

2.証券市場の構造改革を推進する税制

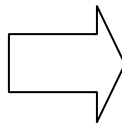
(1)貯蓄から投資へ」の転換を促進するための税制措置

我が国個人金融資産の運用が、預貯金等に偏っている現状に鑑み、「貯蓄から投資へ」の流れを政策的に促進し、リスクマネーの供給を促す観点から、必要な税制上の措置を講ずる。

個人による株式投資を促進するための、一定の投資額を上限とした優遇税制の導入

(現行の株式投資優遇税制)

| | | |
|--------------------------------------|----|-----|
| 上場株式等譲渡益 | 20 | 10% |
| <small>(平成15年1月1日～19年12月31日)</small> | | |
| 上場株式等配当 | 20 | 10% |
| <small>(平成15年4月1日～20年3月31日)</small> | | |
| 公募株式投資信託 | 20 | 10% |
| <small>(平成16年1月1日～20年3月31日)</small> | | |

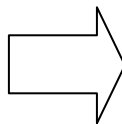


・個人による株式保有を促進するため、少額の株式投資を対象とした、新たな優遇税制を検討(日本版 PEP)

(注) PEP(Personal Equity Plan 個人持株計画): 1987年にイギリスで導入された制度で、一定額までの株式等の売却益・配当を非課税とするもの。

株式、株式投資信託を贈与・相続した場合における課税の軽減

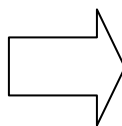
15年度税制改正において、生前贈与を容易にする制度として、「相続時精算課税制度」が導入。



・「貯蓄から投資へ」の流れに則し、個人投資家のすそ野を拡大しつつ、世代間の資産移転を促進する観点から、株式・株式投資信託について、相続税・贈与税の負担を軽減

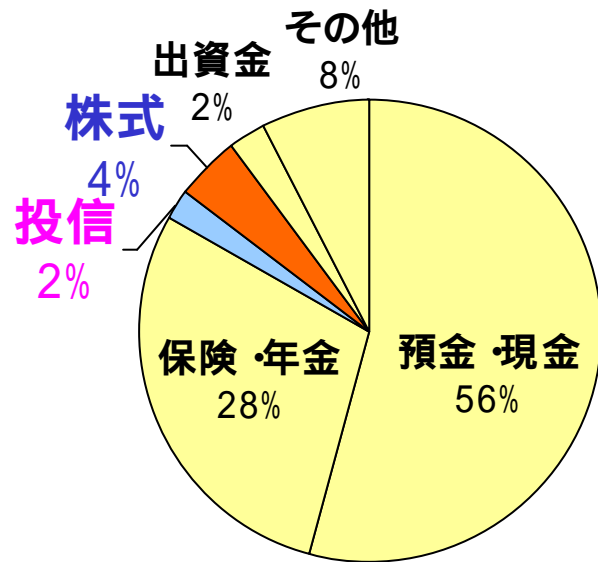
確定拠出年金の拠出限度額引上げ

| | | |
|-----|------------|-----------|
| 企業型 | 企業年金実施 | ¥18,000/月 |
| | 企業年金非実施 | ¥36,000/月 |
| 個人型 | 自営業者等 | ¥68,000/月 |
| | 企業支援のない従業員 | ¥15,000/月 |

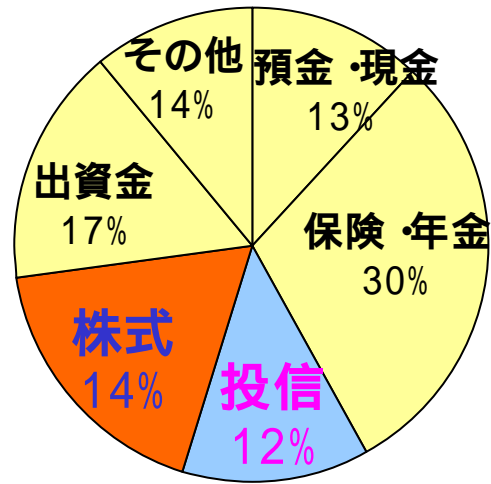


・公的年金制度の見直しがテーマとなっている中、国民自身の選択による投資としての確定拠出年金の拡大が急務

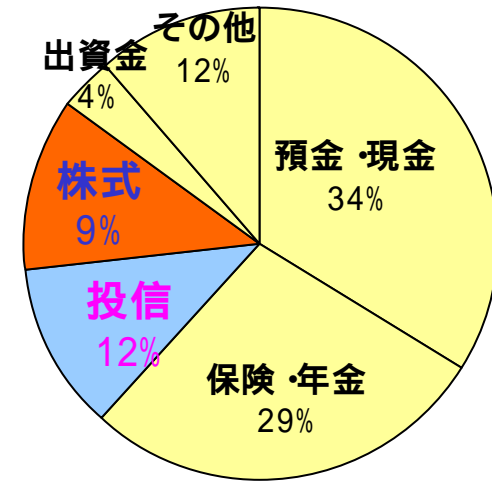
個人金融資産の保有構成に見る 日・米・独の比較



日本
(2002年12月末)



米国
(2002年12月末)



ドイツ
(2001年12月末)

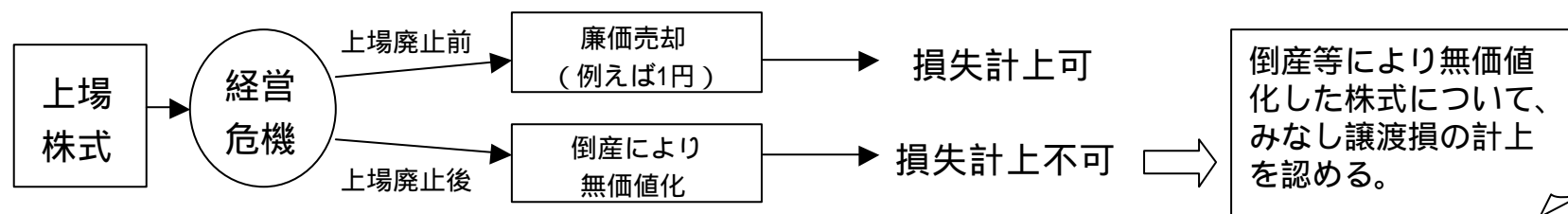
(2) 金融商品課税の一体化を推進するための税制措置

金融商品課税の一体化を推進する観点から、今般導入された特定口座制度を基にしつつ、必要な税制上の措置を講ずる。

わが国金融・証券市場を活力があり、透明性、公平性、効率性の高い市場とするため、将来の利子・配当・株式譲渡益に対する課税の一体化を視野に入れ、金融商品間の中立性の確保と課税の簡素化を一層進めていく。(平成15年度税制改正大綱)

上場株式等に係る税制整備

-) 上場株式等の譲渡損失と配当との損益通算を可能とすること
-) 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間の延長(3 5年)
-) 上場会社の破綻等により、上場廃止となった株式について、みなし譲渡損を認めること



特定口座制度の更なる整備

特定口座の取扱い対象の拡大

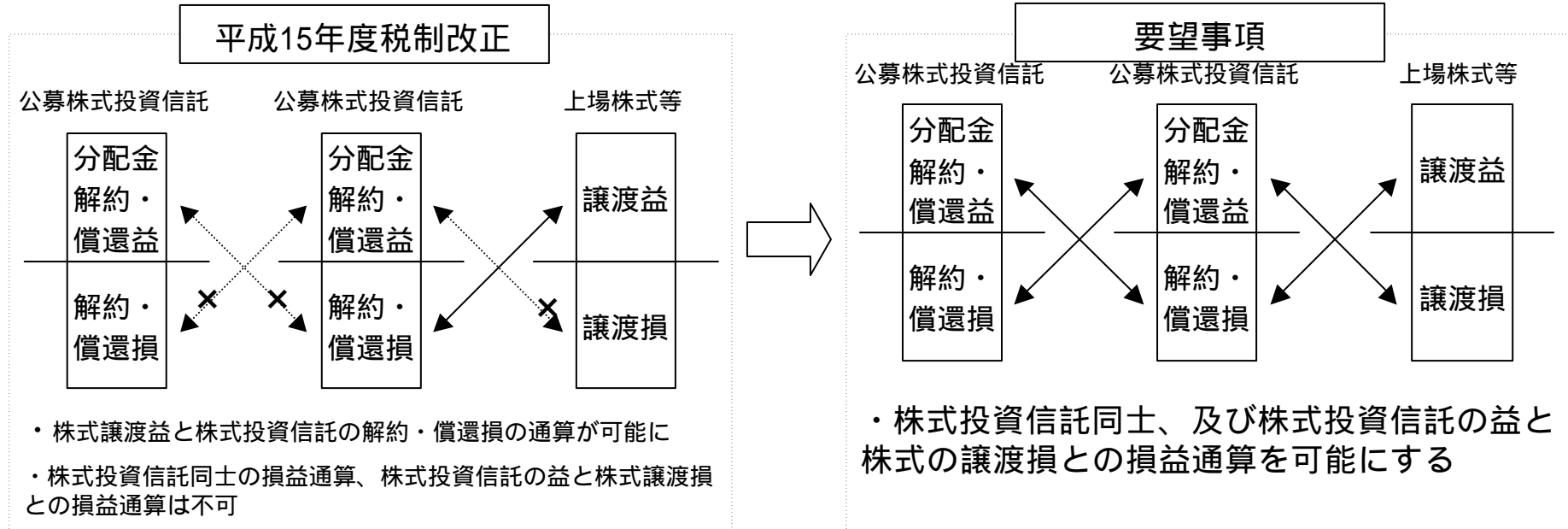
- ・個人投資家の利便を向上させるため、上場株式等に加え、公募株式投資信託、株式先物・オプション取引等を特定口座において取り扱う。

信託特定口座 (仮称) の創設

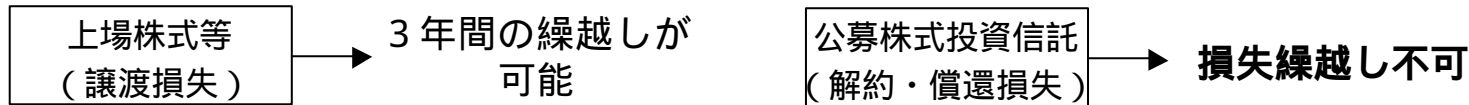
- ・個人が信託財産の運用指図として、上場株式等を購入した場合において、受託者である信託業者が譲渡益の源泉徴収を行うことにより、申告を不要とする制度を導入する。

公募株式投資信託に係る税制整備

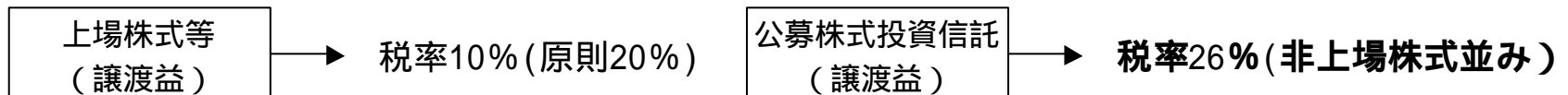
1) 償還・解約損と分配金・解約益との損益通算を可能とすること



2) 償還・解約損について、上場株式等の譲渡損失と同様に、繰越控除を可能とすること



3) 譲渡益に係る税率を上場株式等と同様とすること



(注) 分配金、解約・償還益については、平成16年1月1日から税率10% (原則20%)

先物・オプションに係る税制整備

1) 株式先物・オプション取引の上場株式並み課税化

2) 金融先物・オプション取引の申告分離課税化及び上場株式並み課税化

(3) 金融資本市場における円滑な取引を確保するための税制措置

金融資本市場の多様化、グローバル化を踏まえ、多様な投資家が、我が国市場において円滑かつ活発な取引を展開することを確保するため、必要な税制上の措置を講ずる。

非居住者・外国法人の受け取る民間国外債の利子、発行差金の非課税措置の延長

非居住者・外国法人の受け取る振替社債等の利子の非課税措置の創設

【公社債利子に対する課税】

| | 振替国債 | 振替社債 |
|--------------|-------------------------|-------------------------|
| 内国法人 | 源泉徴収免除 (資本金1億円以上の法人) | 源泉徴収免除 (資本金1億円以上の法人) |
| 非居住者 外国法人 | 非課税 | 非課税措置創設 |

CP (コマーシャル・ペーパー) に関する税制の整備

外国法人の発行する短期外債 (いわゆるサムライ電子CP) の償還差益に係る、源泉徴収の免除措置の創設

【CP (コマーシャルペーパー) の償還差益に対する課税】

| 電子CP (社債) | | 約束手形CP |
|-----------------------|---------------------------|--------------------|
| 内国法人の発行するもの (短期社債) | 外国法人の発行するもの (サムライ電子CP) | |
| 源泉徴収免除 | 源泉徴収免除措置創設 | 約束手形なので、 源泉徴収なし |

外国金融機関等との間で行う債券現先取引 (レポ取引) に係る利子の非課税措置の恒久化

3. 保険等その他に係る要望事項

- ・ 生命保険料、個人年金保険料控除の拡充
- ・ 死亡保険金の相続税非課税限度額の引上げ
- ・ 保険会社に係る法人事業税の現行課税方式の維持

- ・ 損害保険会社の積立勘定に係る特定利子取扱いの見直し
- ・ 火災保険等に係る異常危険準備金の積立率の引上げ（延長）
- ・ 船主相互保険組合の行う船舶保険に係る異常危険準備金の積立率の引上げ
- ・ 社会保障制度補完商品に係る保険料控除制度の創設
- ・ 地震保険料控除制度の創設
- ・ 自賠償保険の運用益等に係る責任準備金の非課税措置の創設

- ・ 会社分割に係る(根)抵当権の移転の際における登録免許税の軽減
- ・ 連結グループへの新規加入時における時価評価要件の緩和
- ・ 約束手形方式で発行されるCPに係る、印紙税の軽減措置の延長
- ・ 貸出債権市場発展のための(根)抵当権の移転に係る登録免許税の軽減
- ・ 企業金融円滑化のための手形印紙税の軽減
- ・ タックスヘイブン税制に係る課税対象未処分所得からの「配当可能利益を構成しない利益」の除外
- ・ 国外支配株主との債券現先取引(レポ取引)に係る過少資本税制の適用除外

- ・ 源泉徴収選択口座において、上場株式等の譲渡益に係る緊急優遇措置の適用を可能とすること
- ・ グリーンシート銘柄株式に係る優遇税制の創設
- ・ SPC等に資産を移転する際に係る登録免許税の軽減措置の延長
- ・ 投資法人等のSPC優先出資証券保有規制の撤廃

- ・ 企業年金制度等の積立金に係る特別法人税の撤廃
- ・ 連結付加税の確実な撤廃
- ・ 受取配当の益金不算入割合の引上げ
- ・ 減損会計の導入に伴い計上される減損損失の損金算入
- ・ その他